

## 1. 総論 《基本目標等》

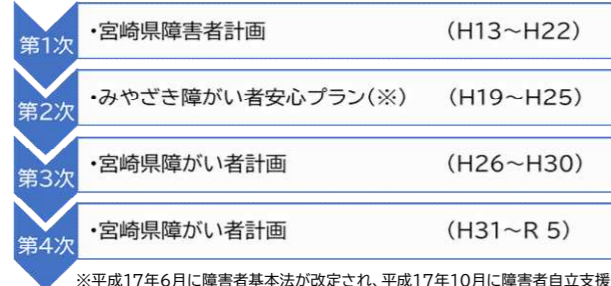
### 【趣旨・目的】

- 現行計画の計画期間（平成31年度～令和5年度）満了に伴い、国の障害者基本計画等を踏まえて改定
- 計画期間：令和6年度から令和10年度までの5年間

### 【基本目標】（継続）

「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり」

### 【これまでの計画】



※平成17年6月に障害者基本法が改定され、平成17年10月に障害者自立支援法が制定されたため、期間途中での策定。

### 【計画の対象】

この計画の対象とする「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条第1号の規定に基づき、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者のみではなく、発達障がい、高次脳機能障がい、難病患者など心身の機能の障がいがある方であって日常生活や社会生活で継続して相当な制限を受けている全ての人を対象とする。

## 2. 総論 《障がい者の現状》

○ 本県における障がい者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者数）

障害者手帳交付者数（令和4年度末現在）		
総人口	1,043,037 人	(R5.4.1)
身体障がい者	56,837 人	(5.4%)
知的障がい者	12,530 人	(1.2%)
精神障がい者	10,997 人	(1.1%)
合計	80,364 人	(7.7%)

## 3. 総論 《施策の基本方針》

- 必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、自己実現ができる機会の確保
- 地域での生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会においてともに生きるために社会に存在する社会的障壁（バリア）を除去し、どこで誰と生活するかについて選択できる機会の確保
- 手話を含めた言語などの意思疎通のための手段や情報の取得・利用のための手段について選択できる機会の確保
- 障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供

## 4. 各論 《基本方針の実現に向けた主な取組》

### （1）あらゆる分野の活動に参加し、自己実現ができる機会の確保

- 外見からは分からなくても、援助が必要な人への思いやりのある行動を県民全体へ広めていくため、「ヘルプマーク」の更なる普及啓発を実施 《第2節 生活支援：案25頁》
- 一般就労を希望する障がい者の就職活動を支援するため、7つの障がい保健福祉圏域ごとに設置している「障害者就業・生活支援センター」において、関係機関と連携しながら、就業面及び生活面からの一体的な相談支援、職場定着支援を実施 《第5節 雇用・就業、経済的自立の支援：案69頁》
- 県障がい者スポーツ大会や各種教室の計画的な開催、全国障害者スポーツ大会への選手派遣等を通じて、障がい者スポーツの普及を促進 《第2節 生活支援：案31～32頁》

### （2）地域生活への移行促進のための基盤整備・どこで誰と生活するかについて選択できる機会の確保

- 障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備する「地域生活支援拠点等」の整備について、市町村及び指定事業者等と連携して推進 《第2節 生活支援：案23頁》
- 地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの拡充を図るとともに、重度障がい者にも対応した一層の体制づくりを推進 《第2節 生活支援：案24頁》
- 医療的ケアが必要な障がい児等に対して、医療的ケア児支援センターが相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供及び研修の実施等を推進 《第2節 生活支援：案27頁》
- 難聴児の早期発見・早期療育推進のため、新生児聴覚検査・支援体制に係る協議会を開催するとともに、研修会の実施、普及啓発等により推進体制を整備 《第3節 教育・育成：案42頁》

### （3）意思疎通や情報の取得・利用のための手段について選択できる機会の確保

- 手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業の体制整備の推進 《第6節 情報・コミュニケーション：案74頁》
- 障がい者がICT（情報通信技術）を使用する際に必要となる周辺機器等の給付制度の周知、ICTの操作等を学ぶことのできる機会の創出やICT機器の利活用等を支援する人材育成の推進とともに、ICT機器の紹介や貸出、利用に係る相談等を行うICTサポートセンターの設置に向けた体制づくり 《第6節 情報・コミュニケーション：案76頁》
- 県内施設のバリアフリー情報を掲載した「みやざきアクセシビリティ情報マップ」の情報取得のしやすさの向上及びバリアフリー情報の追加・更新など、更なる内容等の充実 《第6節 情報・コミュニケーション：案77頁》

### （4）障がい者差別その他の権利利益を侵害行為の禁止・合理的配慮の提供

- 障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供について、県民の関心と理解を深めるとともに、障害者差別解消法改正に伴う事業者による合理的配慮の提供の義務付けなど、積極的な啓発・広報活動を展開 《第1節 啓発・広報：案17頁》
- 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や虐待防止責任者の設置を徹底し、障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施を通じて、事業所や市町村等の職員の専門性を強化することで、虐待の早期発見や防止を推進 《第1節 啓発・広報：案18頁》
- 障がい者及びその家族等からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じるとともに、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、県障害者社会参加推進センターに設置する相談窓口での相談、啓発・広報機能の強化・充実 《第1節 啓発・広報：案17頁》

## 5. 主な成果目標

新設更新	事項	現状	目標 (第4次計画)	目標 (第5次計画)
<b>（1）啓発・広報</b>				
	① 県民の障がい者への理解と認識「以前よりは深まったがまだ不十分」、「深まっていない」の合計	37.8% (2023年度)	30%以下 (2023年度)	30%以下 (2028年度)
<b>（2）生活支援</b>				
新設	② 基幹相談支援センターを設置する市町村数（※1）	16箇所 (2022年度)	-	全市町村 (2026年度)
更新	③ グループホームの一月当たりサービス提供量（※1）	1,569人 (2022年度)	1,542人 (2023年度)	2,005人 (2026年度)
	④ 地域生活支援拠点等の設置市町村数（※1）	14箇所 (2022年度)	全市町村 (2023年度)	全市町村 (2026年度)
<b>（3）教育・育成</b>				
新設	⑤ 小学校の通常の学級における個別的教育支援計画の作成率 ※通常の学級で、作成を必要とする児童がいる学校の年度内作成予定を含む	92.5% (2022年度)	-	100% (2026年度)
更新	⑥ 特別支援学校高等部卒業生の一般就労率	23.2% (2022年度)	30.0% (2020年度)	31.0% (2026年度)
新設	⑦ 保育士等キャリアアップ研修のうち、障がい児保育に関する研修の修了者数	1,885人 (2022年度)	-	3,300人 (2028年度)
<b>（4）保健・医療</b>				
更新	⑧ 精神障がい者の入院後3か月時点の退院率（※1）	57.1% (2019年度)	69.0% (2023年度)	68.9% (2026年度)
更新	⑨ 精神障がい者の入院後6か月時点の退院率（※1）	74.3% (2019年度)	86.0% (2023年度)	84.5% (2026年度)
更新	⑩ 精神障がい者の入院後1年時点の退院率（※1）	82.8% (2019年度)	92.0% (2023年度)	91.0% (2026年度)
<b>（5）雇用・就業、経済的自立の支援</b>				
更新	⑪ 就労継続支援（A型）事業の一月当たりサービス提供量（※1）	18,835人日分 (2022年度)	22,534人日分 (2023年度)	24,021人日分 (2026年度)
更新	⑫ 就労継続支援（B型）事業の一月当たりサービス提供量（※1）	57,026人日分 (2022年度)	59,912人日分 (2023年度)	69,461人日分 (2026年度)
	⑬ 工賃向上対象施設の一人当たり平均工賃（月額）（※2）	20,459円 (2022年度)	21,800円 (2023年度)	21,800円以上 (2023年度)
<b>（6）情報・コミュニケーション</b>				
	⑭ 手話通訳者・要約筆記者養成研修修了者数（※1）	81人 (2022年度)	135人 (2023年度)	135人 (2026年度)
更新	⑮ 点訳・朗読奉仕員養成研修修了者数（※1）	32人 (2022年度)	18人 (2023年度)	33人 (2026年度)
	⑯ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者数（※1）	8人 (2022年度)	13人 (2023年度)	13人 (2026年度)
新設	⑰ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修修了者数（※1）	11人 (2022年度)	-	12人 (2026年度)
<b>（7）生活・環境</b>				
	⑱ おもいやり駐車場制度協力施設数	1,196施設 (2022年度)	1,800施設 (2023年度)	1,800施設 (2028年度)
更新	⑲ 路線バスのノンステップバス導入率 ※県内主要バス会社のみ	41.6% (2022年度)	40% (2023年9月末)	50% (2026年度)
	⑳ 公営住宅のバリアフリー化率 ○ 公営住宅のうち、次の全てを満たす住戸の割合 ① 屋内に段差がないこと ② 手すりや浴室及びトイレに設置してあること ③ 廊下幅が78cm以上（出入口幅75cm以上）確保されていること	30.0% (2022年度)	35% (2023年度)	35% (2030年度)
<b>（8）福祉を支える人づくり</b>				
	㉑ 手話通訳者・要約筆記者養成研修修了者数（再掲）（※1）	81人 (2022年度)	135人 (2023年度)	135人 (2026年度)
更新	㉒ 点訳・朗読奉仕員養成研修修了者数（再掲）（※1）	32人 (2022年度)	18人 (2023年度)	33人 (2026年度)
	㉓ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者数（再掲）（※1）	8人 (2022年度)	13人 (2023年度)	13人 (2026年度)
新設	㉔ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修修了者数（再掲）（※1）	11人 (2022年度)	-	12人 (2026年度)
<b>（9）行政サービス等における配慮</b>				
更新	㉕ 「障がいがあることにより不当な扱いや不快感を受けた」と回答した人の割合	20.5% (2023年度)	20%以下 (2023年度)	10%以下 (2028年度)

※1 第7期宮崎県障がい福祉計画（令和6年3月策定予定）の目標を記載しており、当該計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。  
 ※2 宮崎県障がい者工賃向上計画（令和3年7月策定）の目標を記載しており、当該計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。